

# 富山公共下水道下水道管路施設における包括的民間委託導入検討業務委託仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、富山市上下水道局（発注者）が受注者に対して委託する「富山公共下水道下水道管路施設における包括的民間委託導入検討業務委託」（以下「本業務」という。）に関し適用するものとする。

### (業務目的)

第2条 将来、職員数の減少による人手不足、膨大なストック施設の老朽化、使用料減収など多くの課題が深刻化することが見込まれる中、下水道事業の持続可能性の確保は大きな課題であり、官民連携手法の導入は、その課題を改善するための有効な手段のひとつであるとされている。

本市では、平成15年から浜黒崎浄化センターにおいて包括的民間委託を導入し、現在7期目の包括的民間委託を実施している。一方、管路施設においては、マンホールポンプは保守業務を民間委託しているものの、その他は直営にて管理を行っているのが現状である。

本業務は、現在の業務の執行体制を踏まえ、民間活力を導入することが本市の下水道事業における課題を改善するために有効と考えられる業務及び対象施設についてサウンディング調査を踏まえ抽出し、包括的民間委託を導入した場合の提供するサービスの価値や導入スケジュールについて検討するものである。

### (履行期間)

第3条 本業務委託の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月14日とする。

### (調査・検討対象)

第4条 調査・検討対象は以下のとおりとする。

- (1) 対象範囲 富山公共下水道事業計画区域全域
- (2) 対象施設 管きょ（污水管、合流管）、マンホール、マンホール蓋、マンホールポンプ、公共枿、取付管、処理場

## 第2章 業務内容

### (業務内容)

第5条 本委託の業務内容は以下のとおりとする。

#### (1) 基礎調査

対象施設の維持管理業務や改築業務に関する資料、上位計画、関連計画等を収集し、ヒト、モノ、カネの観点を踏まえて下水道事業の現状を整理する。必要に応じて本市職員に対しヒアリング調査を行い、その結果も踏まえて整理する。

## (2) 課題の抽出

(1) にて把握した現状を踏まえ、ヒト、モノ、カネの観点で下水道事業の課題を整理する。整理した課題の中から、民間の技術やノウハウなどの創意工夫により効率化や解消が期待される課題の抽出を行う。課題の抽出にあたっては将来的な事業の持続性の観点からも抽出すること。

## (3) 対象業務、対象施設等の一次選定

(2) を踏まえ、包括的民間委託の導入により改善効果の高い業務およびその業務に関連する施設、対象とするエリアを一次選定する。導入する包括的民間委託のスキームについては、ウォーター P P P（管理・更新一体マネジメント方式〔レベル 3.5〕）の要件を充足するスキームを採用することを前提に検討を行う。

## (4) 民間市場調査（マーケットサウンディング）の実施

(3) にて一次選定した対象業務と対象施設を包括的民間委託として実施するにあたり、参画が想定される民間事業者を複数抽出し、それらの民間事業者に対し、市場調査を行う。内容は、対象業務（リスク分担を含む）、対象施設、委託期間、インセンティブ、ペナルティ、導入時期などの意向についてヒアリングを行う。

## (5) 対象業務、対象施設等の二次選定

(4) の民間市場調査結果を踏まえ、対象業務（リスク分担を含む）、対象施設及び対象エリアの二次選定を行う。

## (6) 導入効果の検討

(5) にて選定した業務、施設の包括的民間委託を実施することによる VFM を算出する。なお、定量化が難しい、住民サービスの向上などの定性的な効果についても正負の両面において検討する。

## (7) 要求する性能指標の検討

(5) にて選定した業務、施設の包括的民間委託において要求する性能指標、要求水準を設定する。民間の創意工夫やノウハウを引き出し、本市の下水道事業におけるサービス水準の向上につながる性能指標となるよう考慮すること。現在の維持管理状況を十分に把握し、導入後も同程度以上の要求水準を確保できるよう考慮すること。

## (8) モニタリング実施方針の検討

(7) にて検討した要求水準の達成状況を確認・評価するためのモニタリング体制、モニタリング内容を検討する。検討にあたっては(1) にて把握した現行の業務実施体制を大幅に変更することなく実施可能であり、かつ、本市として必要な技術力が導入後も維持できるよう考慮すること。

### (9) 導入スケジュール（案）の作成

(1) ～ (8) を踏まえ、導入までのスケジュール（案）を作成する。

#### (業務計画等)

第6条 受注者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- ① 計画業務工程
- ② 業務実施体制（管理技術者、照査技術者、主任技術者、担当技術者等）
- ③ その他必要な事項

#### (作業責任者の届出)

第7条 本業務を行うにあたり受注者は、作業を統括する責任者を選任し、経歴書とともに発注者に届出、承認を受けること。

#### (協議打合せ)

第8条 受注者は、本業務の実施計画について発注者と十分な協議打合せ等を行いながら業務を遂行するものとする。

- ・着手時－1回
- ・中間打合せ－3回
- ・成果納品時－1回
- ・その他、必要に応じ行うものとする

## 第3章 成果品

#### (成果品の審査)

第9条 受注者は、業務完了時に発注者による成果品の審査を受けなければならない。

2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は速やかに訂正しなければならない。

#### (成果品の提出期限)

第10条 審査を行うための成果品の提出期限は履行期間内とする。成果品の審査に合格後、本仕様書に記載された図書一式を納品し、発注者の検査をもって業務の完了とする。ただし、業務途中においても発注者は成果品の一部について提出を求めることができるものとする。

#### (成果品の帰属)

第11条 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を得ないで他に公表・貸与してはならない。

#### (成果品)

第12条 提出する成果品は下記の通りとする。また、下記に記載のない項目について

は、発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 報告書

- ・ 報告書 (A4 版縦型) … 1 部
- ・ その他関係資料 … 1 部

(2) 電子データ

- ・ 報告書、その他関係資料一式 (CD-R) … 1 枚

## 第4章 その他

### (連絡体制)

第13条 受注者は本業務の履行にあたり、発注者と密に連絡調整を行える体制を構築すること。

### (参考資料の貸与)

第14条 受注者は、発注者から委託業務を行うために必要な情報が記録された資料等 (複製したものを含む。以下「貸与資料等」という。) の提供を受ける場合は、発注者に対し情報資産持出申請書を提出する。

- 2 受注者は、前項の貸与資料等を発注者が指定する場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 3 受注者は、業務を行う上で不要となったとき及びこの契約の終了後又は解除後もしくは発注者から要求があったときにおいて、貸与資料等を速やかに発注者に返却又は破棄もしくは消去し、その結果を書面により発注者に報告する。
- 4 前各項の規定は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせた場合に準用する。

### (疑義)

第15条 受注者は業務を遂行する過程において疑義を生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、円滑に業務の遂行を図らなければならない。

### (機密の保持)

第16条 受注者は、富山市情報セキュリティポリシーを遵守し、貸与資料等及び業務の遂行上知り得た秘密 (業務を実施する上で発注者を通じて知り得た第三者の秘密を含む。) を他人に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

- 2 受注者は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務を受託するものに対し、前項に規定する事項の遵守を義務付けなければならない。
- 3 前各項の規定に違反し、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- 4 発注者は必要に応じ、受注者の事業所及びこの契約の履行場所において、秘密の保持に関する検査を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、この契約の履行を完了した後もその効力を有する。
- 6 情報セキュリティについては、別添の情報セキュリティ特記仕様書によるものとする。

(照査技術者による照査報告)

第17条 照査技術者は、以下に示す事項について照査を実施し、業務が完了したとき及び、その他必要に応じて発注者に報告するものとする。

- (1) 現状の課題の整理について
- (2) 対象業務及び対象範囲の設定について
- (3) 検討内容の妥当性について
- (4) 成果品の内容について

## 情報セキュリティ特記仕様書

(法令遵守等)

第1条 受注者は、本業務の遂行において使用する情報資産（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針2（9）による）を保護するため、情報セキュリティの重要性を認識し、富山市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

(安全管理体制)

第2条 受注者は、情報資産の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、重要情報（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基準3（1）による）を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、重要情報を取り扱う者（以下「作業従事者」という。）に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第4条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第5条 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に関わる作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等)

第6条 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報の管理)

第7条 受注者は、次の各号の定めるところにより、本業務における情報の管理を行わなければならない。

- (1) 重要情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管すること。
  - (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。
  - (3) 電磁的記録による重要情報を作業場所から持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
  - (4) 情報資産が複製された場合には、複製元と同等の管理を行うこと。
  - (5) 情報資産の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性を維持すること。
  - (6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、重要情報を扱う作業を行わせないこと。
  - (7) 重要情報を利用する作業を行うパソコンに、情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第8条 受注者は、本業務において利用する情報資産について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第9条 受注者は、発注者から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、情報資産の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第10条 発注者は、本業務に係る情報資産の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(情報セキュリティインシデント)

第11条 受注者は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに発注者に対して報告し、指示に従わなければならない。

2 受注者は、情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、富山市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 受注者は、個人情報を本業務において取り扱う時は、次の各号の定めるところに従わなければならない。

- (1) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (2) 受注者は、個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の作業従事者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該情報資産の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。
- (4) 受注者は、個人情報が、外国において取り扱われる場合（クラウドサービス提供事業者及び個人データが保存されるサーバが外国に所在する場合等）、当該外国の情報資産の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。
- (6) 作業従事者は、取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該情報資産の内容の確認、既存の情報資産との照合等を行わなければならない。
- (7) 受注者は、個人情報の取り扱いにおいて、本契約の約款第3条により再委託等を行う場合には、個人情報の保護に関する法律第66条により、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (8) 受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用した個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- (9) 受注者は、本業務において利用した電磁的記録による個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- (10) 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

## 貸与予定資料一覧

1. 富山公共下水道事業計画書 （DocuWorks 形式）
  2. 富山公共下水道管路台帳 （クラウド型台帳のログイン ID、パスワードを貸与）
  3. 富山公共下水道設備台帳 （クラウド型台帳のログイン ID、パスワードを貸与）
  4. 富山市下水道ストックマネジメント計画 （PDF 形式）
  5. 富山市下水道ストックマネジメント実施方針 （PDF 形式）
  6. 富山市下水道施設維持管理計画 （PDF 形式）
  7. 富山市上下水道事業中長期ビジョン （富山市上下水道局 HP にて公開）
  8. 令和 4 年度上下水道事業年報 （富山市上下水道局 HP にて公開）
  9. 令和 4 年度富山市公共下水道事業会計決算書 （富山市上下水道局 HP にて公開）
- その他、提案に必要かつ提供可能な資料 一式